最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　平出　喜一
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する（五月二十八日）
　渡邉　英敬
仙台簡易裁判所判事
仙台簡易裁判所における司法行政事務を掌理する
者に指名する（五月三十日）
　判事兼簡易裁判所判事　寺澤真由美
横浜地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜簡易裁判所判事に補する
大阪高等裁判所判事・大阪簡
易裁判所判事　小川紀代子
広島地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて広島家庭裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する
大阪簡易裁判所判事
岡山簡易裁判所判事に補する（以上六月一日）
　西嶋　一恵

○定年退官
　簡易裁判所判事佐藤真人は五月二十九日限り定
年退官

静岡県

○議長選挙
　竹内良訓議長は、五月十九日辞職し、同日次の
者が選挙された。
　議長　和田　篤夫
○副議長選挙
　中田次城副議長は、五月十九日辞職し、同日次
の者が選挙された。
　副議長　佐地　茂人

愛知県

○監査委員選任
　寺西睦委員及び石塚吾歩路委員は、五月二十一
日辞職し、同月二十二日次の者が選任された。
　監査委員　山本　浩史
　同　中根　義高
○議長選挙
　川嶋太郎議長は、五月二十二日辞職し、同日次
の者が選挙された。
　議長　島倉　誠
○副議長選挙
　南部文宏副議長は、五月二十二日辞職し、同日
次の者が選挙された。
　副議長　成田　修

山口県

　新　旧
辞職　大川　真一
同（総務部長）　池田　博之
同（総合企画部長）　永田　明生
同（産業労働部長）　岡本　章生
同（農林水産部長）　仙石　克洋
同（土木建築部長）　山﨑　晶子
同（労働委員会事務局長）　田中　純
同（監査委員事務局長）　岩本　康彦
同（人事委員会事務局長）
　（以上三月三十一日）
総務部長　大熊　智美
総合企画部長　藤井　将志
産業労働部長　東　泰宏
農林水産部長　内藤　雅浩
土木建築部長　田宮佳代子
労働委員会事務局長　渡壁　敏
監査委員事務局長　浅川　正司
人事委員会事務局長　水野　久敬
　（以上四月一日）

○収用委員会委員任命
　田中悟委員は、三月三十一日任期満了し、四月
一日次の者が任命された。
　収用委員会委員　小林　友則
○収用委員会委員再任
　守田正史委員、渡部学也委員及び伊藤洋一委員
は、四月一日再任された。

横浜市

○監査委員選任
　瀬之間康浩委員及び麓理恵委員は、五月十四日
辞職し、同月十五日次の者が選任された。
　監査委員　鈴木　太郎
　同　藤崎浩太郎
○議長選挙
　渋谷健議長は、五月十五日辞職し、同日次の者
が選挙された。
　議長　渡邊　忠則

堺市

○議長選挙
　西田浩延議長は、五月十三日辞職し、同月十五
日次の者が選挙された。
　議長　長谷川俊英
○副議長選挙
　西川良平副議長は、五月十五日辞職し、同日次
の者が選挙された。
　副議長　森田　晃一

褒賞

紺綬褒章

　公益のため多額の私財を寄附したので、令和八
年五月二十三日、紺綬褒章を授かった者は、次の
とおりである。
　大橋　順雄　村上　美保　三角　尚治
　竹下　篤　若宮　正英　伊藤　正信
　小倉　英世　桝井　翔太　廣岡八千代
　野房　良夫　井上　義雄　遠藤　徳
　桑野　幸徳　大森　哲也　間宮　秀直
　早川　元章　山崎　正明　塚越　由一
　秋元　良介　津川　孝子　松原　清
　井上　真一　藤本　敦朗　古川　力夫
　谷本　明

紺綬褒章並びに賞杯

　公益のため多額の私財を寄附したので、令和八
年五月二十三日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった
者は、次のとおりである。
　松澤　正午　村上　隆

紺綬褒章飾版

　公益のため多額の私財を寄附したので、令和八
年五月二十三日、紺綬褒章に付する飾版を授かっ
た者は、次のとおりである。
　村上　美晴　木村　唯人　中嶋　洋
　高橋　秀夫　川妻　幸子　野平　匡邦
　高木　巧治　土子　正良　坂口　美鈴
　赤澤　光章　山下　嘉治　高橋　直樹
　高橋　佳子　松村　健児　高岡　成禎
　宇根　尚秀　尾田　肇睦　奥山　竜也
　坂口　康一　川口　宏　笹川　治久
　西　英行　納富　廣幸　腰高　修

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

　四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個を授ける

　杉村　克治　大澤　澄子　永山　要

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

　公益のため多額の私財を寄附したので、令和八
年五月二十三日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞
杯を授かった者は、次のとおりである。
　仲村　直　菅田　洋司　前川　貴行
　大隅　義一　橋本　太乙　毒島　秀行

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

　鈴木　孝行

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個並びに同第五条により木杯一組台付四個を授ける

　和田　佳子

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

　公益のため多額の私財を寄附したので、令和八
年五月二十三日、褒状を授かった者は、次のとお
りである。
　株式会社近代建築社
　株式会社アントール
　株式会社ＢＲＡＶＥ
　株式会社ＭＡＹＡ　ＳＴＡＦＦＩＮＧ
　有楽製菓株式会社
　株式会社コスモビューティー
　原田工業株式会社
　株式会社中央物産
　田中産業株式会社
　株式会社博進紙器製作所
　株式会社ガイア
　株式会社エヌエフホールディングス
　株式会社大三洋行
　株式会社名北
　株式会社あきんどスシロー
　株式会社阪神マテリアル
　株式会社アーラリンク
　三國製薬工業株式会社
　株式会社木下グループ
　パーソルテンプスタッフ株式会社
　株式会社マイプレイス
　あかつき証券株式会社
　株式会社新日本科学
　株式会社Ｊｏｓｈｉｎ
　株式会社フジオフードグループ本社
　株式会社パソナグループ